

大阪市住之江区と学校法人森ノ宮医療学園森ノ宮医療大学との
包括連携に関する協定書

大阪市住之江区（以下、「住之江区」という。）と学校法人森ノ宮医療学園森ノ宮医療大学（以下、「森ノ宮医療大学」という。）は、つぎのとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住之江区と森ノ宮医療大学とが包括的な連携のもと、相互に協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 住之江区と森ノ宮医療大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- （1）教育研究の向上に関する事
- （2）地域保健に関する事
- （3）生涯学習の推進に関する事
- （4）まちづくりに関する事
- （5）医療と健康に関する事
- （6）子ども・子育て支援に関する事
- （7）学生が地域の担い手として活躍するための仕組みをつくる事
- （8）その他前条の目的を達成するために必要な分野に関する事

（連携期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、住之江区と森ノ宮医療大学のいずれからも改廃の申し入れが無い場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、住之江区と森ノ宮医療大学が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成26年1月9日

学校法人 森ノ宮医療学園

理事長 清水 尚道

森ノ宮医療大学

学長 荻原 俊男

大阪市住之江区役所

住之江区長 高橋 英樹